

熊本県立図書館防犯カメラ等の管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のために熊本県立図書館内（くまもと文学・歴史館を含む）に設置する防犯カメラ（以下「カメラ」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。

2 カメラの設置目的

カメラは、防犯、施設の安全管理等のために設置するものとする。

3 設置場所等

(1) 設置場所、台数等

カメラは、図書館（くまもと文学・歴史館を含む）の次の場所に設置する。

図書館警備員室前1台、1階ロビー正面玄関子ども室側1台、1階ロビー駐輪場側入り口1台、2階第一閲覧室1台、くまもと文学・歴史館第一展示室2台、ホール1台、第二展示室2台、第三展示室1台

(2) 撮影対象

カメラの撮影対象は、施設利用者、不正侵入者等とする。

(3) 撮影時間

カメラの撮影時間は、終日とする。

(4) 録画

カメラで撮影した画像は、録画するものとする。

4 責任者の指定

カメラの管理責任者は、総務課長とする。

5 録画した映像の管理方法

(1) 保管場所

録画した画像は、（以下「画像」という。）管理責任者が施錠できる設備内に保管するものとする。

(2) 保存期間

画像の保存期間は、10日間とする。ただし、犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て保存期間を延長することができる。

この場合、延長理由を明示し、その旨を書面に記録する。

(3) 画像の閲覧等

画像の再生又は閲覧は、異常を認知したとき若しくはそのおそれがあると管理責任者が認めたときとし、その場合、次に掲げる者以外は、再生又は閲覧できない。

図書館長、図書館副館長、総務課長、その他管理責任者が特に必要と認めた者。

(4) 記録簿

画像の再生又は閲覧をしたときは、その日時、氏名、目的、内容を記録

簿に記載する。

(5) 消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去する。

6 設置の表示

カメラの撮影対象区域の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を設置する。

7 画像の提供

管理責任者は、犯罪・事故の捜査等のため必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等に提供することができる。

8 その他

この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附 則

この要項は、平成25年3月29日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年3月23日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年6月 1日から施行する。